

(公社)秋田県宅地建物取引業協会周年記念事業等準備資金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人秋田県宅地建物取引業協会（以下「本会」という。）で行う周年記念事業等の費用に充てる為の資金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 周年記念事業等準備資金は、本会創立の記念事業として行われる講演等の公益目的事業に充てる特定費用準備資金として保有する資金とする。

2. 特定費用準備資金とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第18条第1項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用の支出に充てるために保有する資金をいう。

(積立)

第3条 周年記念事業等準備資金には、理事会の決議を受けた金額を積み立てる。

(積立額)

第4条 周年記念事業等準備資金の積立目標額は7,000,000円とする。

(積立期間)

第5条 周年記念事業等準備資金の積立期間は、平成29年度から10年間とする。

(運用)

第6条 周年記念事業等準備資金の運用対象は、金融機関の預貯金とする。

2. 前項の資金は、他の資金と明確に区分して運用しなければならない。

(運用益)

第7条 前条の資金から生ずる運用益については、流動資産に振替し、運転資金に充当するものとする。

(取崩)

第8条 周年記念事業等準備資金は、第2条に規定する目的以外で取り崩すことはできない。

2. 周年記念事業等準備資金の取崩しは、その理由を付して理事会の承認を得なければならない。前項にかかわらず目的外の取崩しを行う場合、又は積立限度額及び積立期間の変更等についても同様とする。

(備置)

第9条 この規程は、本会の主たる事務所に備え置き、法令の定める手順に従い閲覧の用に供するものとする。

(変更)

第10条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

1. この規程は、平成29年12月18日より施行する。
2. 令和3年4月23日 一部改正 同年4月1日施行（第7条）
3. 令和4年12月22日 一部改正 （第4条・第8条第2項） 同日施行

